

生活相談員の資格要件の変更等について

生活相談員の資格要件については、下記の基準条例において「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されていますが、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、平成 27 年 4 月 1 日より、以下のとおりとし、（介護予防）通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて適用します。

- ・ 介護福祉士として、5 年以上の実務経験を有する者
- ・ 介護支援専門員として、1 年以上の実務経験を有する者

【根拠条例】

- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 13 号）第 6 条第 2 項
- ・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 12 号）第 6 条第 2 項
- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 11 号）第 6 条第 2 項